

令和6年度地方税制の改正について

1 個人住民税

(1) 公益信託制度の見直しに伴う規定の見直し

公益を目的とする信託による事務の実施を促進して、活力ある社会を実現することを目的に、公益信託制度の見直しが行われた。これに併せて、公益信託に関する税制上の措置を講ずるため、所得税法等の改正が行われたため、次の規定を見直す。

① 寄附金税額控除の見直し (条例第20条)

公益信託制度の見直しに伴い、所得税の寄附金税額控除の対象を公益信託の信託事務に関連する寄附金に改めるため、所得税法が改正された。これに伴い本区条例について引用条文の整理を行う。

② 公益法人等に係る区民税の課税の特例の見直し (条例付則第2条の2の3)

公益信託制度の見直しに伴い、公益信託への贈与に係る所得税の取扱いについて公益法人への贈与と同様とすることとされた。これに併せ、地方税についても同様の取扱いとなるよう地方税法に所要の規定整備が行われた。この規定整備を受け、本区条例で不要となった条文を削除する。

…公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の1月1日から適用

(2) 住宅ローン控除の拡充

(地方税法附則第5条の4の2、租税特別措置法第41条)

① 借入限度額の上乗せ

令和6年度限りの措置として、所得税の住宅ローン控除について、子育て支援の観点から子育て世帯等[※]を対象に借入限度額を上乗せする。個人住民税においては、所得税額から控除しきれない額を限度額の範囲内で税額控除する。

※子育て世帯等：18歳以下の扶養親族を有する世帯又は自身若しくは配偶者が39歳以下の世帯

② 床面積要件の緩和措置の延長

特例認定住宅等[※]の新築等[※]に限り、床面積要件の緩和措置を令和6年12月31日までに建築確認されたものに延長する。

※特例認定住宅等：小規模居住用住宅に該当する家屋で、かつ、長期優良住宅・低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅に該当する住宅

		〈入居年〉	2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円		4,500万円 子育て世帯等：5,000万円【今回改正】	4,500万円
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円 子育て世帯等：4,500万円【今回改正】	3,500万円
		省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円 子育て世帯等：4,000万円【今回改正】	3,000万円
		その他の住宅	3,000万円		0円 (R5年までに新築の建築確認：2,000万円)	
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円			
		その他の住宅	2,000万円			
控除期間	新築住宅・買取再販	13年（「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年）				
	既存住宅	10年				
所得要件		2,000万円				
床面積要件		50㎡（新築の場合、2023(R5)年までに建築確認：40㎡(所得要件1,000万円)） ※特例認定住宅等の場合は2024(R6)年まで延長【今回改正】				

…令和7年1月1日から適用

(3) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長

(地方税法附則第4条)

個人が5年以上所有する居住用財産を譲渡し、他の居住用財産を取得した場合に生じた譲渡損失について翌年3年以内に繰越控除できる特例の適用期限を令和7年12月31日まで延長する。

…令和6年4月1日から適用

(4) 特定居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長

(地方税法附則第4条の2)

個人が5年以上所有する住宅借入金等を有した居住用財産を譲渡した場合に生じた譲渡損失について翌年3年以内に繰越控除できる特例の適用期限を令和7年12月31日まで延長する。

…令和6年4月1日から適用

2 その他

更正の請求に係る隠蔽・偽装行為に対する重加算金制度の整備

(地方税法第463条の4、第484条、第701条の13など)

隠蔽・偽装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合を重加算金の適用対象に加える。

…令和7年1月1日から適用

3 周知方法

改正内容については、区公式ホームページ等で区民への周知を図る。

第38号議案 東京都台東区特別区税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第20条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(別表に掲げるものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第18条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(削除)</p> <p>(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)</p> <p><u>第2条の2の3</u> (略)</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第20条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金<u>若しくは金銭</u>(別表に掲げるものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第18条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>付 則</p> <p><u>(公益法人等に係る区民税の課税の特例)</u></p> <p><u>第2条の2の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る区民税の所得割を課する。</u></p> <p>(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)</p> <p><u>第2条の2の4</u> (略)</p>
<p>付 則</p>	
<p>(施行期日)</p>	
<p>第1条 この条例は、公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1</p>	

月1日から施行する。

(特別区民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の東京都台東区特別区税条例第20条第1項第9号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。